

「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」について

2019年11月27日に、東京都、特別区及び26市2町で、「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」（以下、「基本方針」という。）を公表しました。町田市に関する基本方針の概要を報告いたします。

1 計画の変更（廃止）予定路線

①既存道路による代替可能性

対象路線）町田都市計画道路3・4・12号
森野木曽線（幅員16m）

所在地）起点：森野六丁目
（目標物：森野六丁目バス停）
終点：旭町二丁目
（目標物：滝の沢浄水場）

内容）都市計画道路を、既存道路（忠生753号線幅員12m）で代替できるか検証して、計画の変更（廃止）する方針

○既存道路による代替可能性は、用途地域など関係する計画等について調整をした上で、必要な都市計画手続きを行います。



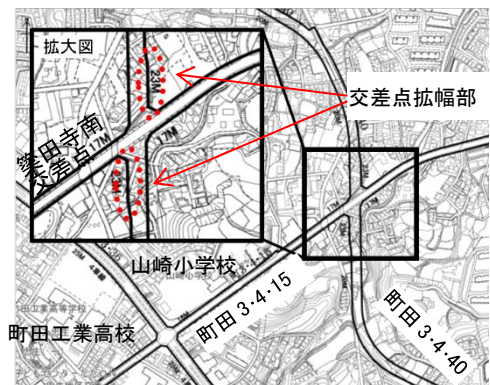
2 今後事業化をしていく際に検証を実施する路線

①交差点拡幅部

対象路線）町田都市計画道路3・4・40号
本町田小山田線（幅員20m）
町田都市計画道路3・4・15号
木曽金井線（幅員16m）

所在地）山崎町（目標物：築田寺南交差点）

内容）交差点拡幅部（左折レーン）の必要性を検証する方針



②都市計画公園等との重複

対象路線）町田都市計画道路3・4・15号
木曽金井線（幅員16m）

所在地）野津田町（目標物：薬師池公園）

内容）都市計画公園を変更する方針

○交差点拡幅部や都市計画公園等との重複は、事業化の際に検討します。

